

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の八第一項及び同条第二項において準用する同法第五十五条の七第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 特定用途港湾施設等

第九条から第十一条までを次のように改める。

（特定港湾管理者に対する貸付金の金額）

第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として特定港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十条 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運業者」と、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号中「特定用途港湾施設」とあるのは「特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設」と、同条第十号中「第二条各号」とあるのは「法第五十条の四第一項第四号」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運業者」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

第十一条 削除

第十七条の二中「第五十五条第二項」を「第五十四条の二第二項」に改める。

附 則

この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

理由

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定港湾管理者に対する貸付金の金額を定める等の必要があるからである。